

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 30 年 6 月 22 日（金）

午後 1 時 05 分 開会

午後 1 時 28 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（9名）

委員長	宮 城 司
委員	呉 屋 等
委員	桃 原 功
委員	島 勝 政
委員	我 如 古 盛 英

副委員長	米 須 清 正
委員	佐 喜 真 進
委員	平 良 眞 一
委員	伊 波 一 男

議長	大 城 政 利
----	---------

○ 欠席委員（1名）

委員	上 地 安 之
----	---------

○ 委員外議員（1名）

議員	知 念 吉 男
----	---------

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局長	東 川 上 芳 光
議事係長	中 村 誠

課 長	多 和 田 眞 満
担当主査	大 城 拓 也

○ 協議案件

1. 請願書の記載事項等の運用について

議会運営委員会（要旨）

平成 30 年 6 月 22 日（金）

○宮城司 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前 11 時 36 分）

【協議事項】

請願書の記載事項等の運用について

○宮城司 委員長 本件について、事務局より説明をお願いしたい。

○議会事務局 電話依頼者からは、請願の提出要件について、請願法では請願者の「氏名」「住所」までしか求めているにもかかわらず、市議会会議規則では「住所」「氏名」に加え「押印」まで求めている。法律以上の要件としていることはおかしいものと考えており、また、これから多くの請願者を集める予定でいるが、一人一人に押印まで求めるのは困難である。このような趣旨から、いずれは会議規則の改正も考えていただきたいが、その間においても請願法に基づいた運用（住所、氏名のみ）ができないかとの要望があった。

○宮城司 委員長 本件に対する各委員の意見を伺いたい。

○大城政利 議長 議会における請願は地方自治法を根拠法として標準会議規則が定められており、そのような規定となっているが、議運の申し合わせ等により押印がない者でも請願者と認める運用も可能とする例もある。依頼者は請願提出に当たり、請願者 1 万人を目指しているといった情報もあり、全ての方から押印をもらうことは厳しい面もある。正式に会議規則を改正するか否かについては改選後の議会で検討することとし、当面の署名活動に対して、押印がなくても請願者として認めるか否かを協議していただきたい。持ち帰り各会派においても議論していただき、月曜日の委員会で結論を出していただきたい。

○桃原功 委員 依頼者の要望もよく理解できるし、会議規則も守らなければいけないことも理解している。12 月 13 日の普天間第二小学校への米軍ヘリ窓落下事故を受け、緑ヶ丘保育園の父母が中心となり 10 万筆以上の署名を集めたが、それもサインだけである。また他府県の駅前署名や街頭署名においても印鑑を持参していない方がほとんどである。提出者あるいは署名する方の意思を尊重する観点から柔軟に対応してもよいのではないか。

○我如古盛英 委員 議運の申し合わせ等で押印を省いた例もあるということを踏まえ、同様な運用でもよいものとする。

○**呉屋等 委員** 依頼者は請願をいつ頃提出する予定でいるのか。署名がなければ請願書を提出できないものでもなく、署名を集めることが目的なのか、請願を提出することが目的なのか分からない。法律家であれば規則があることも十分理解していただけるだろうし、規則を無視した運用をしてくれということはどうかと思う。

○**議会事務局** 依頼者としては、提出に向けて今後、請願者を集めることになるが、現行の会議規則に基づけば署名に加え押印が必要となる。もし議運で押印は不要との申し合わせがなされた場合は署名だけを集めることになるものと考えている。

○**呉屋等 委員** これからの話ということか。

○**議会事務局** そのように理解している。

○**大城政利 議長** 予定では改選後の9月定例会へ提出するものと伺っている。

○**平良眞一 委員** 地方自治法では「議員の紹介により請願書を提出しなければならない」とあるが、請願法では同様の規定がなく議員の紹介はいらぬということか。

○**議会事務局** 請願法の適用を受けるのは官公署となっており、行政庁などに請願を提出する場合、議員の紹介は必要ないというものである。

○**平良眞一 委員** 議会への請願は地方自治法を適用することになり、議員の紹介がなければ請願できないということで理解してよいか。

○**議会事務局** そのとおりである。

○**平良眞一 委員** 請願者と紹介議員がいれば請願を提出することができ、わざわざ署名を集める趣旨がよく分からないが、多くの請願者を集め提出するということか。

○**議会事務局** そのように理解している。

○**桃原功 委員** 個人的な推測ではあるが、依頼者は宜野湾市の置かれている現状や平和な空を守る条例について世論喚起を考えており、そのための署名集めではないか。

○**平良眞一 委員** 県内他市において押印なしで運用している事例もあるのか。

○**議会事務局** 会議規則はほぼ同じ内容となっているが、そのような運用事例があるかについては把握していない。

○**宮城司 委員長** 本件については、会派持ち帰りということによいか。

(異議なし)

○**宮城司 委員長** 次は6月25日(月)の本会議終了後に委員会を開催の上、各会派の意見を集約してまいりたい。

【協議結果】

本件については、次回の委員会で引き続き協議することに決定する。

○**宮城司 委員長** 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻 (午後1時28分)